

平成27年11月25日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成27年12月29日（火）から平成28年1月3日（日））の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務																				
(1) 本 関	通常どおり窓口業務を行います。																			
(2) 仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																			
(3) 鹿島税関支署 つくば出張所	茨城空港における業務については、12月30日（水）を除いて通常どおり窓口業務を行います。																			
(4) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																			
(5) 川崎税関支署	12月29日（火）から12月31日（木）は9時00分から17時00分まで窓口業務を行います。 上記日時以外における業務処理については、監視部取締部門（045-212-6070）にご連絡願います。																			
(6) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「（別紙）年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。 なお、事前に予定が判明している場合は、12月28日（月）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。																			
2. 通関関係業務及び保稅関係業務																				
(1) 次の管轄内に蔵置されている貨物	下記のとおり監視部取締部門（以下「取締部門」という。）と業務部特別通関部門（以下「特通部門」という。）が連携して対応致します。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通関関係業務</th> <th>保稅関係業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12月29日（火）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月30日（水）</td> <td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td> </tr> <tr> <td>12月31日（木）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月1日（金）</td> <td>閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）</td> </tr> <tr> <td>1月2日（土）</td> <td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）</td> </tr> <tr> <td>1月3日（日）</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> <td>業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>取扱業務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保稅運送承認 ○保稅運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務をを求める届出 </td> </tr> </tbody> </table>	通関関係業務	保稅関係業務	12月29日（火）		12月30日（水）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	12月31日（木）		1月1日（金）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）	1月2日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）	1月3日（日）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> <td>業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> </tr> </tbody> </table>	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。	業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。	取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く）
通関関係業務	保稅関係業務																			
12月29日（火）																				
12月30日（水）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）																			
12月31日（木）																				
1月1日（金）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）																			
1月2日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時00分）																			
1月3日（日）	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> <td>業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。</td> </tr> </tbody> </table>	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。	業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。																	
業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。	業務要請がある場合は、貨物の蔵置場所を管轄する官署の保稅関係業務の受付窓口で業務処理を行います。 ※上記の場合、1月2日（土）17時00分までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。																			
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保稅運送承認 ○保稅運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務をを求める届出 																		
○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所																				
○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所																				

	<p>※ 監視部取締部門（取締部門）（045-212-6070）</p> <p>※ 業務部特別通関部門（特通部門）（045-212-6115、6163）</p> <p>(1) 申告（申請等）方法等は、現行の執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月28日（月）17時00分までに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、 ・保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126） <p>までお問い合わせ願います。</p> <p>(2) 既に本関以外の官署に予備申告をされている貨物等、特通部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月28日（月）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>
(2) その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における通関関係業務及び保税関係業務については、（別紙）「年末年始期間中における連絡先」にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月28日（月）17時00分までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>
3. 国際郵便物業務	
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>川崎外郵出張所特別通関部門で対応致します。 （国際郵便物のうち、輸出入申告に係る通関事務に限ります。）</p> <p>なお、年末年始期間中に申告を予定されている方は、事前に以下の問い合わせ先までご連絡願います。 （問い合わせ先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 川崎外郵出張所特別通関部門（044-270-5774） ※ 日本郵便(株)川崎東郵便局（044-589-6712）
4.その他	
<p>あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡した税関官署へご連絡願います。</p>	

年末年始期間中(12/29(火)～ 1/3(日))における連絡先

本関地区 (本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/2(1/1を除く) 8時30分～17時00分 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務) 090-5520-3014 (保税関係業務) 090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務) 090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務) 090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務) 090-1698-2360 (保税関係業務) 090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署) (東扇島出張所)	(監視関係業務) 044-266-5641 12/29～12/31 9時00分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門(045-212-6070)へ ご連絡願います。 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/29～1/2(1/1を除く) 8時30分～17時00分 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務) 090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 044-270-5774(特別通関部門)